

総務財政委員会

令和5年9月19日・20日

総務部 資料6番

所管 総務課

大田区手数料条例の一部改正について

1 対象とする条例

大田区手数料条例

2 改正の背景及び理由

旅館業法の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する。

3 改正の内容

新旧対照表（別紙）のとおり

4 施行日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

資料6番 別紙

大田区手数料条例（昭和32年条例第24号）新旧対照表

新				旧			
○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号 第1条から第6条まで（略） 別表第1（第2条関係）				○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号 第1条から第6条まで（略） 別表第1（第2条関係）			
項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期	項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期
1から6まで（略）				1から6まで（略）			
7	旅館業法第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u> の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業9,700円	承認申請のとき	7	旅館業法第3条の2第1項 <u>又は第3条の3第1項</u> の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業9,700円	承認申請のとき
7の2から134まで（略）				7の2から134まで（略）			
別表第2及び別表第3（略）				別表第2及び別表第3（略）			
<u>付 則</u>							
<u>この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u>							